



**（注）勤務時間及び休憩時間について**

「学校法人青山学院パートタイム職員に関する規則」に従い所定労働時間<sup>(※)</sup>は、1日7時間以内及び1週35時間以内とします。従って、採用又は更新の際には、所定労働時間を超える勤務時間を設定しないでください。業務の都合上、所定労働時間を超える場合は、時間外労働の扱いとなります。また、所定労働時間が1日につき6時間以上の場合には、1時間の休憩を与えてください。

<sup>(※)</sup> 所定労働時間とは、1日7時間以内及び1週35時間以内において、雇入れ時にパートタイム職員各人との間で定めた実働時間（勤務時間から休憩時間を引いた時間）のことをいいます。

以上

2017.2 改訂